

2 大館福祉環境部

1 地域での健康危機管理体制の整備推進

新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザ、大規模災害など様々な危機発生時において、福祉環境部が対応すべき業務について、平時から演習や訓練を重ね、各担当の習熟度の向上を図るとともに、対応の問題点や改善すべき点を検証し、万全な医療・救護体制を構築する。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ対応訓練の実施

時期：令和4年10月中旬

場所：北秋田地域振興局

(2) 感染症患者搬送・防護服着脱訓練の実施

時期：令和4年4月8日（金）

場所：大館福祉環境部内

(3) 災害発生時における医療救護体制の構築

①災害発生に備えた所内訓練の実施

災害発生に備え初動対応訓練（マニュアルの周知）と停電対応訓練を実施

時期：令和4年7月～8月

場所：大館福祉環境部内

②大館鹿角地域保健医療福祉協議会「救急・災害医療検討部会」の開催

災害発生時の医療・救護体制等について協議

時期：令和5年2月中旬

場所：北部老人福祉総合エリア（予定）



【防護服着脱訓練】

2 ひきこもり※地域支援体制の構築

従来、ひきこもりは不登校と同一視され若者の問題と捉えられてきたが、平成22年頃から8050問題と言われる中高年のひきこもりが社会問題となり、国は平成27年12月に実態調査を実施し、その結果を受けひきこもり対策が強化されるようになった。

県においても平成25年10月に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり状態にある本人や家族の相談体制の充実、ひきこもりサポーターの養成、市町村における支援拠点（居場所、相談拠点）づくりなどの対策を行っているが、当地域においても実態把握や関係機関の連携、住民への普及啓発などの取り組みを行い支援体制を構築する必要がある。

(1) 管内ひきこもり担当会議の開催

開催時期 令和4年6月29日（水）

参集範囲 管内市町村のひきこもり相談支援担当者、居場所設置者

(2) ひきこもり相談支援研修会の開催

開催時期 令和4年9月

対 象 管内市町村のひきこもり相談支援担当者、居場所設置者

(3) 事例検討会の開催

開催時期 令和4年11月

対 象 管内市町村の事例対応者および関係機関等

※ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念

- (4) ひきこもり支援マップ（リーフレット）の増刷
情報を更新しHP掲載。必要に応じて増刷し関係機関へ配布。
- (5) 職親制度のPR
ひきこもりに対する理解と当事者の社会参加の場を増やすため、引き続き登録事業所の増加に向け取り組む。必要に応じてチラシを増刷し配布。

3 依存症当事者と家族の支援体制の構築

依存症に関する問題は、複雑で解決するには時間がかかり、一相談機関の関わりでは解決が難しい相談が多い。地域でも相談対応に苦慮している声が聞かれる。

依存症に関する相談対応は、支援者が病気の特性や関わり方を理解し、相談支援の継続や自助グループへの参加など、息の長い支援をしていくことが重要であるが、当地域においては支援体制が十分に整備されていない。そのため、関係機関の連携や相談支援者の資質の向上、依存症当事者の回復に向けた自助グループの創出など、依存症当事者や家族に向けた体制づくりを進める。

- (1) 依存症相談支援担当者会議の開催
開催時期 令和4年7月
参集範囲 管内の依存症相談支援担当者
- (2) 依存症関連問題に関する研修会の開催
開催時期 令和4年9～10月
対象者 管内の依存症相談支援担当者
- (3) 依存症当事者、家族、支援者向けのグループミーティングの実施
実施時期 年度内4回
対象者 管内の依存症当事者や家族と相談支援担当者
- (4) 保健所職員が研修会・ミーティングへ参加：年度内随時

4 地域環境保全の推進

管内の美しい環境を守るため、不法投棄廃棄物を一掃することを目的として平成19年度に不法投棄一掃地域協議会が発足した。協議会は(一社)秋田県産業廃棄物協会県北支部、北秋田地域振興局、大館市、大館警察署で構成され、不法投棄未然防止の観点から啓発活動や撤去事業を行っている。



【不法投棄廃棄物撤去作業】

- (1) 不法投棄一掃地域協議会の開催
例年7月開催。会長は局長。
- (2) 不法投棄廃棄物撤去啓発事業
例年10月実施。年度初めに撤去場所を選定し、地域協議会で承認を受ける。
- (3) 不法投棄防止対策（監視カメラ、啓発用看板の設置）
監視カメラ：3台（大館市に設置予定）
- (4) 環境監視員巡回による監視、啓発の実施
3人(会計年度任用職員、年間稼働96日/1人、2人1組で監視活動)

5 食品衛生向上推進事業

食品衛生法によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、個々の営業施設への導入を支援する。また、本格的なHACCP導入に意欲がある事業者には、秋田県HACCP認証の取得を促し、管内の食品衛生管理の向上を図る。

食品衛生講習会や手洗い教室を開催し、食中毒予防の啓発を行うことにより、地域住民の食品衛生意識の向上を図る。

(1) HACCPに沿った衛生管理の支援

①食品事業者等に対する講習会の開催

目標：4回 約100名

②食品衛生推進員に対する講習会の開催

目標：2回 約40名

③秋田県HACCP認証取得の推進

目標：2施設

(2) 食中毒予防の啓発

①食品衛生講習会の実施

食品事業者や消費者等からの依頼により講習会を開催し、食中毒予防を啓発する。

目標：20回

②手洗い教室の実施

食品衛生協会との共催により、小学生を対象とした手洗い教室を開催し、幼少期からの食中毒や感染症予防の意識を醸成する。さらに対象家庭や地域への波及を図る。

目標：2校（1学年ずつ）

○HACCP（危害分析重要管理点）

従来の食品の衛生管理は、最終製品の検査により衛生的であるかを確認して管理する方法であるが、HACCPは原材料の段階から最終製品に至る各工程での管理点を定め危害の発生を防止する管理手法。

○食品衛生推進員（食品衛生法第61条）

- ・社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と見識を有する者のうちから、都道府県等が委嘱した者
- ・営業施設の衛生管理方法その他食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力し、食品等事業者からの相談に応じ、助言その他の活動を行う者（令和3年度 大館地区35名、鹿角地区30名）

○秋田県HACCP認証

14事業者22業種（管内合計：令和3年度）